

## 資料 2 評 価 基 準 (案)

※以下の要件を満たさない場合、募集数に達していなくても選定されません。

- 基本項目について  
全ての項目において、基準に適合していること。
  
- 評価項目について  
評価結果が選定委員平均60点以上であること。

## 施設整備の評価基準（審査の着眼点）

【基本項目（必須項目）】◎関係法令等に適合しているかなど、基本的な審査項目

### ■ 施設開設者（法人）に関するもの

| 大項目          | 中項目                              | 主眼・着眼点   |
|--------------|----------------------------------|--|
| 共通事項         | 介護保険法に基づく欠格条件                    | 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと  |
|              | 介護サービス事業者等からの暴力団排除のための措置に基づく欠格条件 | 申請者及び役員等が古賀市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に定める団体及び者に該当しないこと                                  |
|              | 本市が定める指定条件                       | 法人の国税、都道府県税、市町村税に滞納がないこと。その代表者の市町村税に滞納がないこと                                      |
| 既存の法人        | 本市が定める指定条件                       | 法人が運営する事業所に対し、指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること<br>介護給付費等返還金がある場合は、誠実に対応し、速やかに返還していること |
|              | 適正かつ安定した事業経営の実績                  | 法人として適正かつ安定した事業経営を維持していること   |
| 法人を設立しようとする者 | 事業経営の見込み                         | 法人として適正かつ安定した経営を維持できる見込みがあること  |
|              | 役員等の構成                           | 役員等（理事・監事・評議員）が資格要件を満たしているとともに、その就任が確実であること                                      |
|              | 法人設立の見込み                         | 法人設立にあたり、社会福祉法や関係通知に示されている要件を満たすことが確実であること                                       |

### ■ 整備の確実性に関するもの

| 大項目   | 中項目        | 主眼・着眼点   |
|-------|------------|--|
| 資金計画等 | 資金の確保      | 施設整備の資金確保が確実であること<br>施設整備に係る自己資金として、計画年間事業費の10%以上の現金（預金）を確保していること<br>また、運営に係る自己資金として、計画年間事業費の12分の2（2か月分）以上の現金（預金）を確保していること |
|       | 償還計画及び収支計画 | 償還計画を含めた収支計画が適正であること   |
| 土地・建物 | 開設予定地      | 事務所の開設予定地については、各種法令等に従い、原則として事業所開設の1月前までに竣工し、平成32年3月31日までに開設できる場所であること   |

【基本項目（必須項目）】 ◎関係法令等に適合しているかなど、基本的な審査項目

■ 整備の確実性に関するもの（つづき）

| 大項目     | 中項目                | 主眼・着眼点   |
|---------|--------------------|--|
| 土地・建物   | 土地・建物の確保           | 土地・建物は、自己所有又は条件付売買契約書、条件付賃貸契約書等で確実に確保できることが確認できること<br>※賃貸の場合は 10 年以上の契約が可能であること<br>※自己所有でない建物や、根抵当権が設定されている建物に係る新築・増改築工事費用については、建設補助対象とならない。<br>※社会福祉法人の場合は、社会福祉法第 25 条及び関連通知・基準の規定に注意すること |
|         | 土地の各種法令等適合         | 土地は、土砂災害警戒区域等に指定されていないなど、各種法令等に適合していること  |
|         | 建物の各種法令等適合         | 建物は、居室等の面積や必要な設備の有無など建築基準法、消防法など各種法令等に適合すること（福岡県福祉のまちづくり条例にも適合すること）  |
| 地域との関係  | 地域住民に対する説明         | 地域の実情を十分に把握したうえで、地域住民（実際に近隣に居住している住民のほか、行政区長等についても）に対する説明が十分になされていること  |
|         | 隣接地権者に対する説明        | 隣接地権者に対する説明が十分になされていること  |
| 協力医療機関等 | 協力医療機関等の確保ができること   | 協力医療機関・歯科医療機関を確保できることが確実であること  |
| その他     | その他事業整備にあたり支障がないこと | 上記の他、施設整備にあたり支障がないこと   |

■ 施設の指定基準等に関するもの

| 大項目                        | 中項目       | 主眼・着眼点  |
|----------------------------|-----------|---|
| 認知症対応型共同生活介護<br>認知症対応型通所介護 | 定員        | 定員は以下のとおりであること。<br>・認知症対応型共同生活介護：2 ユニット<br>9 人／ユニット<br>・認知症対応型通所介護：1 事業所<br>12 人以下／単位 |
|                            | 介護予防事業    | 認知症対応型共同生活介護については介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護については介護予防認知症対応型通所介護の指定も併せて受け、一体的に運営を行うこと  |
|                            | 指定基準等との適合 | 介護保険法等に基づく指定基準（人員基準・設備基準・運営基準）等に適合すること  |

## 施設整備の評価基準（審査の着眼点）及び配点

### 【評価項目】 ◎審査において評価される項目

#### ■ 基本方針・運営方針に関するもの

| 大項目     | 様式 No | 中項目              | 主眼・着眼点   | 配点 |
|---------|-------|------------------|--|----|
| 基本方針    | 6-1   | 法人の経営理念          | 介護保険事業を営む事業者としての経営理念   | 4  |
|         | 6-2   | 施設の基本方針          | 経営理念を具体化した施設運営の基本方針  | 4  |
| 運営方針    | 7-1   | 安定した事業運営に向けた取組み  | 開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、事前の市場調査等に基づく経営策や安定かつ継続的にサービスを提供するための事業運営について、基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現するための課題と方策        | 4  |
|         | 7-2   | 地域の核となる取組み       | 社会福祉法人として、地域福祉の核となり得るような取組みや地域に開かれた運営について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策                          | 3  |
|         | 7-3   | 利用者への情報提供・情報公開   | 利用者・家族にとって必要な情報の提供や説明及び情報公開、適正な表示等について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策                             | 3  |
|         | 7-4   | 利用者一人ひとりへのサービス提供 | 利用者本位の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み     | 3  |
|         | 7-5   | サービスの質の向上策       | 利用者の立場に立ちながら、質の高いサービスが提供し続けられるための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策                                  | 3  |
|         | 7-6   | 人材の確保と定着         | 事業所で働く職員の人材確保と定着率の向上について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み                     | 3  |
|         | 7-7   | 職員の育成・職場環境       | 事業所で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなど基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み            | 3  |
| 利用者保護対策 | 7-8   | 利用者尊厳の保持         | 人権・プライバシーの保護、おむつはずし、その他日常生活における利用者の尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み | 3  |
|         | 7-9   | 苦情解決の仕組み         | さまざまな苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策   | 3  |
|         | 7-10  | 事故発生時の対応         | 誤嚥や転倒など日常的な事故や、その他様々な事故の防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み | 3  |

【評価項目】◎審査において評価される項目

■ 基本方針・運営方針に関するもの（つづき）

| 大項目                 | 様式 No | 中項目             | 主眼・着眼点   | 配点 |
|---------------------|-------|-----------------|--|----|
| 利用者保護対策             | 7-11  | 衛生管理等の対策        | 日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み  | 3  |
|                     | 7-12  | 非常災害対策          | 火災や天災など非常災害時の危機管理に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み  | 4  |
|                     | 7-13  | 虐待防止対策          | 虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策   | 3  |
|                     | 7-14  | 個人情報保護対策        | 個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策  | 3  |
| 将来を見据えた方針（地域密着型として） | 7-15  | 地域密着型としての地域との連携 | 開設予定地周辺の地域の特性を踏まえ、地域住民や地域包括支援センター等との連携のほか、自治会等の地縁による団体に加入するなどの地域社会に溶け込む工夫等、利用者のための地域連携についての基本的な考え方及び具体的な取組みと、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み      | 4  |
|                     | 7-16  | 地域住民への生活支援      | 地域の介護拠点として、利用者以外の地域住民に対して、住み慣れた地域で生活を継続していくため、独自の取組みや法人の地域貢献としての支援策についての基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策   | 3  |
|                     | 7-17  | 認知症高齢者ケア        | 認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み   | 4  |
|                     | 7-18  | 医療と介護の連携        | 医療ニーズの高い利用者に対する医療と介護の提供について、基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策   | 3  |
| ハード面・ソフト面での施設の特徴    | 7-19  | 環境への配慮          | 施設整備・事業運営上の環境への配慮について、基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み   | 3  |
|                     | 7-20  | 施設面での特徴         | 食事・排泄・入浴など生活の場としての居住空間、くつろぎや交流の場、その他将来を見据えた創意工夫のある設計・設備や家具等ハード面の特徴   | 3  |
|                     | 7-21  | その他創意工夫や取組みの特徴  | 併設型の各機能の連携による質の高いサービスを提供するための具体的な取組みや、家族や地域に開かれた事業所とするための方策など、ハード・ソフト面を通じて、先見性・独自性に富んだ創意工夫や特徴について、基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み | 3  |

【評価項目】 ◎審査において評価される項目

■ 立地面・設備場所等に関するもの

| 大項目          | 様式<br>No | 中項目                          | 主眼・着眼点  | 配<br>点 |
|--------------|----------|------------------------------|---|--------|
| 立地面・<br>設置場所 |          | 立地面での<br>特徴                  | 住み慣れた地域、住居地や利便性・安全性など周辺環境・敷地の状況などの特徴                                    | 8      |
|              |          | 設置場所                         | 既存事業所等との距離や偏りのない事業配置  | 3      |
| 事業計画         |          | 事業計画の<br>具体性・実<br>現性と継続<br>性 | 事業計画を確実に実現し継続するための整合性等について、提案書とその他の応募書類との整合性、ヒアリングにおける提案内容等の確認の結果等を基に評価 | 14     |